



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当 日 が 県 の 休 日 に
当たるときは休刊とする。)

目 次

規 則

- 沖縄県美術品等取得基金管理規則の一部を改正する規則（文化振興課） 1
- 告 示
- 生活保護法による医療扶助のための医療を担当させる指定医療機関の指定（福祉・援護課） 1
- 生活保護法による医療扶助のための医療を担当させる指定医療機関の事業の廃止の届出（福祉・援護課） 2
- 土地改良区の解散（村づくり計画課） 2
- 村営土地改良事業施行の適当の決定（村づくり計画課） 2
- 村営土地改良事業施行の同意（村づくり計画課） 3
- 民有保安林の指定の予定（森林緑地課） 3
- 民有保安林の指定の解除（森林緑地課） 3
- 森林病害虫等防除法に基づく命令の内容の公表（森林緑地課） 4
- 道路の区域の変更・2件（道路管理課） 4
- 総合的設計による一団地内の建築物の位置及び構造の認定（建築指導課） 5
- 公 告
- 建設業者の許可の取消し（土木企画課） 5
- 開發行為に関する工事の完了（建築指導課） 7

規 则

沖縄県美術品等取得基金管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年2月17日

沖縄県知事 仲井眞弘多

沖縄県規則第1号

沖縄県美術品等取得基金管理規則の一部を改正する規則

沖縄県美術品等取得基金管理規則（平成8年沖縄県規則第79号）の一部を次のように改正する。

第2条中「教育長」を「文化観光スポーツ部長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成24年1月14日から適用する。

告 示

沖縄県告示第67号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成24年2月17日

沖縄県知事 仲井眞弘多

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	指定年月日
まきや歯科医院	名護市大東一丁目18番11号	平成23年11月1日
医療法人桑江皮膚科医院	沖縄市上地二丁目1番2号	平成23年12月1日
アラハ歯科	北谷町北前一丁目17番11号1階	平成23年12月1日
相生薬局首里平良店	那覇市首里平良町2丁目8番地	平成23年12月1日
J R J 薬局那覇店	那覇市久茂地2丁目3番10号R B C・Q A B メディアセンタービル1階	平成23年12月1日
ひがわ薬局	那覇市松尾2丁目22番28号	平成23年12月1日
松田整形外科医院	宮古島市平良字久貝787番地1	平成23年12月1日
よなみね眼科	与那原町字東浜94番地1	平成23年12月8日
ハート薬局づけらん店	北中城村字瑞慶覧645番地4	平成24年1月1日
江洲整形外科クリニック	うるま市字江洲602番地	平成24年1月4日
ルーナ薬局	浦添市字経塚676番地1 102号室	平成24年1月4日
すこやか薬局田原店	那覇市宇栄原1丁目6番38号	平成24年1月4日

沖縄県告示第68号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり事業を廃止した旨の届出があった。

平成24年2月17日

沖縄県知事 仲井眞弘多

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	廃止年月日
まきや歯科医院	名護市大東一丁目18番11号	平成23年10月30日
医療法人桑江皮膚科医院	沖縄市上地一丁目13番3号	平成23年12月1日
相生薬局首里平良店	那覇市首里平良町2丁目8番地	平成23年12月1日
ひがわ薬局	那覇市樋川2丁目1番2号	平成23年12月1日
よなみね眼科	与那原町字上与那原341番地2	平成23年12月7日
みのり薬局	与那原町字上与那原352番地3	平成23年12月12日
新垣歯科医院	那覇市樋川2丁目15番2号	平成23年12月24日

沖縄県告示第69号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第1項第1号の規定により、次のとおり土地改良区が解散した。

平成24年2月17日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 土地改良区の名称 糸満市大里土地改良区
- 2 解散認可年月日 平成24年2月8日

沖縄県告示第70号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）附則第33条の規定によりなお従前の例によることとされた同法第59条の規定による改正前の土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、南大東村長から協議のあった内閣第2地区土地改良事業（区画整理・農用地保全）の施行について、平成24年2月9日その協議を適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成24年2月17日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 縦覧に供する書類 土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間 平成24年2月20日から同年3月16日まで
- 3 縦覧に供する場所 南大東村役場
- 4 その他 この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

沖縄県告示第71号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）附則第33条の規定によりなお従前の例によることとされた同法第59条の規定による改正前の土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において読み替えて準用する同法第10条第1項の規定により、次のとおり村営土地改良事業の施行を同意した。

平成24年2月17日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 土地改良事業を行う者の名称 中城村
- 2 地区名及び事業名
 - (1) 地区名 久場地区
 - (2) 事業名 土地改良事業（農用地保全）
- 3 同意年月日 平成24年2月6日

沖縄県告示第72号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

平成24年2月17日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 指定予定保安林の所在場所 石垣市字伊原間ヤバカ原147番、154番3
 - 2 指定の目的 潮害の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る立木の伐採は、択伐とする。
 - イ 主伐として伐採ができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を沖縄県農林水産部森林緑地課及び沖縄県八重山農林水産振興センター農林水産整備課において縦覧に供する。）

沖縄県告示第73号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成24年2月17日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 解除に係る保安林の所在場所 国頭郡恩納村字瀬良垣瀬良垣原656番1（次の図に示す部分に限る。）

- 2 保安林として指定された目的 潮害の防備
 3 解除の理由 漁港施設用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県農林水産部森林緑地課及び沖縄県北部農林水産振興センター森林整備保全課において縦覧に供する。)

沖縄県告示第74号

森林病害虫等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定により薬剤による防除を命ずるので、同条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、次の事項を公表する。

平成24年2月17日

沖縄県知事 仲井眞弘多

1 区域及び期間

(1) 区域 名護市、うるま市、国頭村、今帰仁村、本部町、恩納村及び読谷村の区域内に存する松林の区域のうち次のとおりとする。（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を沖縄県農林水産部森林緑地課、沖縄県北部農林水産振興センター森林整備保全課及び沖縄県南部林業事務所において縦覧に供する。）

(2) 期間 平成24年4月2日から同年6月30日まで

2 森林病害虫等の種類 松くい虫

3 行うべき措置の内容 松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、薬剤による防除を実施すること。

4 命令をしようとする理由 松くい虫の被害のまん延を防止するため必要がある。

5 その他必要な事項

(1) 3に規定する措置を行う樹木及びその措置の内容については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3に規定する措置を行った者又はその代理人は、当該措置を実施した後、速やかに当該措置を実施した樹木が所在する地域を管轄する沖縄県北部農林水産振興センター所長又は沖縄県南部林業事務所長を経由して知事にその旨を届けること。ただし、(3)により申請書を提出する場合は、この限りでないこと。

(3) 3に規定する措置の実施に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った日から15日以内に当該措置を実施した樹木が所在する地域を管轄する沖縄県北部農林水産振興センター所長又は沖縄県南部林業事務所長を経由して知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は、当該申請者が3に規定する措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付すること。

(4) 知事は、3に規定する樹木を所有し、又は管理する者が1(2)に定める期間内に3に規定する措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがあること。

(5) 知事は、(4)による措置を行った場合において、当該措置の費用の額が、3に規定する措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けこととなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがあること。

沖縄県告示第75号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県中部土木事務所において、平成24年2月17日から同年3月1日まで一般の縦覧に供する。

平成24年2月17日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 道路の種類 県道
 2 路線名 155号線
 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
------	----	-------	----

旧	西原町字池田449番から 西原町字池田528番1まで	10.4m ~ 51.0m	642.4m
新	西原町字池田449番から 西原町字池田528番1まで	10.4m ~ 51.0m	642.4m

沖縄県告示第76号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。
なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県南部土木事務所において、平成24年2月17日から同年3月1日まで一般の縦覧に供する。

平成24年2月17日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 糸満与那原線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
旧	南城市大里字高平97番2から 南城市大里字仲間1205番3まで	11.3m ~ 33.8m	147.0m
新	南城市大里字高平97番2から 南城市大里字仲間1205番3まで	11.3m ~ 33.8m	147.0m

沖縄県告示第77号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条第1項の規定により、次のとおり一団地（以下「対象区域」という。）内の建築物の位置及び構造が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認定した。

平成24年2月17日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 対象区域 宮古島市城辺字長間1891番4ほか8筆
- 2 対象区域等を縦覧に供する場所 沖縄県宮古土木事務所
- 3 認定年月日及び指令番号 平成24年2月8日 沖縄県指令土第76号

公 告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、建設業者の許可を次のとおり取り消した。

平成24年2月17日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 (1) 処分をした年月日 平成24年1月25日
 - (2) 商号名 太田建設株式会社
 - (3) 代表者名 太田美範
 - (4) 所在地 沖縄市比屋根四丁目29番1号
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（特-18）第1号、沖縄県知事 許可（特-22）第1号、沖縄県知事 許可（般-18）第1号
 - (6) 処分の内容 許可した業種のうち管工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 平成24年1月4日付けで、建設業法第12条に基づき管工事業を廃止した旨の届出があった。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成24年2月3日

- (2) 商号名 山田電気工事社
(3) 代表者名 山田義行
(4) 所在地 国頭郡国頭村字桃原90番地
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-23) 第2989号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成24年1月12日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成24年2月3日
(2) 商号名 新川設備工業
(3) 代表者名 新川尚志
(4) 所在地 中頭郡西原町字与那城302番地の9
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-23) 第3964号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成24年1月12日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 4 (1) 処分をした年月日 平成24年2月3日
(2) 商号名 有限会社前田組
(3) 代表者名 前田達常
(4) 所在地 国頭郡国頭村字浜63番地
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-19) 第1484号、沖縄県知事 許可(般-19) 第1484号、沖縄県知事 許可(般-23) 第1484号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち管工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成24年1月13日付けで、建設業法第12条に基づき管工事業を廃止した旨の届出があった。
- 5 (1) 処分をした年月日 平成24年2月3日
(2) 商号名 株式会社那覇電工
(3) 代表者名 中山正巳
(4) 所在地 那覇市久米1丁目4番20号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-23) 第2928号、沖縄県知事 許可(般-23) 第2928号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち消防施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成24年1月13日付けで、建設業法第12条に基づき消防施設工事業を廃止した旨の届出があった。
- 6 (1) 処分をした年月日 平成24年2月3日
(2) 商号名 東興産業株式会社
(3) 代表者名 比嘉功
(4) 所在地 那覇市首里末吉町3丁目16番地1
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-23) 第3008号、沖縄県知事 許可(般-23) 第3008号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち管工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成24年1月13日付けで、建設業法第12条に基づき管工事業を廃止した旨の届出があった。
- 7 (1) 処分をした年月日 平成24年2月3日
(2) 商号名 株式会社那覇電工
(3) 代表者名 中山正巳
(4) 所在地 那覇市久米1丁目4番20号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-23) 第2928号、沖縄県知事 許可(般-23) 第2928号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち土木工事業及びとび・土工工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成24年1月16日付けで、建設業法第12条に基づき土木工事業及びとび・土工工事業を廃止した旨の届出があった。

- 8(1) 処分をした年月日 平成24年2月3日
(2) 商号名 株式会社永山組
(3) 代表者名 山里秀夫
(4) 所在地 那覇市港町2丁目14番7号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-23) 第256号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち熱絶縁工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成24年1月17日付けで、建設業法第12条に基づき熱絶縁工事業を廃止した旨の届出があった。
- 9(1) 処分をした年月日 平成24年2月3日
(2) 商号名 川満塗装舎
(3) 代表者名 川満方清
(4) 所在地 那覇市首里石嶺町3丁目247番地3
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-22) 第6531号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成24年1月18日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 10(1) 処分をした年月日 平成24年2月3日
(2) 商号名 山和建設株式会社
(3) 代表者名 山口和一
(4) 所在地 那覇市港町2丁目6番地18
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-22) 第11036号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成24年1月18日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成24年2月17日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成19年3月1日 沖縄県指令土第121号、平成21年9月14日 沖縄県指令土第808号（変更）、平成21年12月17日 沖縄県指令土第1002号（変更）、平成22年2月25日 沖縄県指令土第116号（変更）、平成23年9月2日 沖縄県指令土第793号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 恩納村字谷茶1919番1ほか58筆（6-1工区及び6-2工区）
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 恩納村字谷茶1919番地1 学校法人沖縄科学技術大学院大学学園 理事長 ジョナサン・ドーファン
- 5 検査済証番号 平成24年2月3日 第2958号
- 6 工事完了年月日 平成24年1月10日

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話 098-866-2074	印刷所 有限会社 福琉印刷 〒900-0012 沖縄県那覇市泊2-19-8
---	--